



4. 景観形成の理念と目標

景観は人々の様々な営みにより生み出されるものだからこそ、まち全体で目指すべき「将来イメージ」の実現に寄与していきます。この考え方にに基づき、景観形成の理念と目標を示します。

4. 景観形成の理念と目標

(1) 景観形成の理念

海に囲まれ島があり丘陵の緑など大自然に囲まれた本町では、自然やまちに対して働きかけ、同時に恵みを受け取るという、相互の関わりをもってきました。景観はこのような、人々の様々な営みにより生み出されるものであり、わたしたちの暮らしや生業などの日々の営みが景観をかたちづくっています。

地域での活動や事業を通してコミュニティの中で交流が活発になること、海や丘陵などの自然環境と関わりながら暮らし、まちに愛着をもつ人が増えること、まちづくりによって地域の課題が解決されまちのよさが伸ばされていくこと。これらの、コミュニティでの活動のあり方や暮らし方の変化によって、その現れである景観もまた変化するのです。

第7次南知多町総合計画では、目指すべき「将来イメージ」(まちづくりのゴール)が以下のように示されています。この「将来イメージ」を景観面から表現することをめざし、「景観で『絆』を育む・景観で『選ばれる理由』をつくる」ことを、本町における景観形成の理念とします。

将来イメージ(まちづくりのゴール)

絆・選ばれる理由があるまち ~Bonding, reason to be chosen~

このまちに住む人たちだけでなく、様々な人たちとつながる『絆(きずな)』を大切に、それが地域の“いいところ”として、様々な人たちに『選ばれる』理由になるようなまちを目指します。

景観面から実現を目指す

景観で『絆』を育む・景観で『選ばれる理由』をつくる

(2) 景観形成の目標

目標 1 自然との関わりによって形成されてきた空間の成り立ちを「尊重する」

海に囲まれ島があり、丘陵の緑に包まれた、豊かな地勢がある本町では、自然やまちに働きかけ恵みを受け取るという、相互の関わりをもってきました。この関わりは、地域コミュニティの活動としても営まれ、祭礼、生業、集落などの風景の土台となっています。

このような成り立ちを尊重し、場所性や生活文化を、大切に受け継いでいきます。それによって、地域の中での「絆」を育みます。

目標 2 南知多らしい景観を「守り、つくり、育む」

自然環境や風土に合わせて培われてきた、路地などの暮らしの風景や地域の特徴的なしつらえ[※]を、守り育てていきます。

景観面での問題が発生した場合は、他の分野と連携したまちづくりにより対策し、景観が調和した心地よい生活空間・活動空間をつくっていきます。

これらを通して、南知多らしい景観を形成し、それによって、「選ばれる理由」をつくりだしていきます。



5. 景観形成の課題と方針

景観形成を進めるにあたっての課題と方針を、6つの柱に分けて位置付けます。

5. 景観形成の課題と方針

(1) 海の景観、山の景観を守り育む

本町を取り囲む海と丘陵は、町民等にとってかけがえのない存在であり、景観の基盤となるものです。海は漁業の生業を育み、観光の魅力を創出し、山は恵みとうおいを人々の生活に与えてきました。

このような海と山の景観を今後も守り育んでいくことを景観形成の方針として定めます。

町民アンケートにおいて、海・海岸のゴミや、維持管理がなされていない森林・山林への問題意識が高くなっています。このことから、海・海岸の清掃活動や森林・山林の維持管理活動を推進します。また、主要な視点場（眺望の良い場所や幹線道路等）から見た森林が、土地の形質の変更等により損なわれないよう適切な規制を行うとともに、海の広がるパノラマ景観などの視点場づくりにも取り組みます。



問題・課題

- ・ 海や海岸のゴミによる景観悪化
- ・ 維持管理されていない山林の荒廃
- ・ 森林・山林における土地の形質の変更による景観悪化
- ・ 海の広がるパノラマ景観の視点場の確保

推進する活動の方向性

- ・ 海岸の清掃活動の推進
- ・ 森林、山林の維持管理活動の推進

建築物・工作物のデザインの方向性

- ・ 海への視点場・眺望点^{※12}の整備
- ・ 主要な視点場から見た森林の形質変更を最小限にするデザイン

(2) 丘陵の緑と調和した景観を守り育む

町の大部分を丘陵が占め、海上の船を含め町のあらゆるところから、丘陵の緑が目に入ります。三河湾国定公園あるいは南知多県立自然公園に指定されている、貴重な自然環境です。この緑は、漁村や農村、市街地の背景となっています。また、起伏のある地形が、景観に変化を与えています。

このような、丘陵の緑と調和した景観を守り育んでいくことを、景観形成の方針として定めます。

町民アンケートにおいて、維持管理がなされていない山林・森林への問題意識が高くなっています。このことから、維持管理活動を推進します。また、市街地・集落における建物の意匠が周囲の丘陵の緑と調和するように規制・誘導^{※3}を行います。



問題・課題

- ・ 維持管理されていない山林の荒廃
- ・ 丘陵の緑と調和した市街地・集落景観の保全

推進する活動の方向性

- ・ 森林、山林の維持管理活動の推進

建築物・工作物のデザインの方向性

- ・ 緑や地形と調和する建物のデザイン

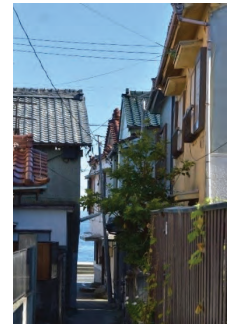
(3) 漁業の営みや暮らしを感じる、親しみある漁村景観を守り育む

海と丘陵地間の平地部に、漁村が形成されてきました。平地部の広さは限られているため、海と漁港・集落・丘陵地が近い距離にあり、暮らしの場から海や漁港を望むことができます。

船が漁港に停泊し出航する風景、漁師が仕事をする風景、市場の商いの活気等が漁業の営みを感じさせます。集落の中に入ると、家が密集して立地し、細く入り組んだ路地の先には海、あるいは丘陵の緑が見えます。路地の親密性を感じるスケール感と生活感のにじみ出た狭い路地が親しみを感じさせます。

このような漁業の営みや暮らしを感じ親しみある漁村景観を守り育んでいくことを、景観形成の方針として定めます。

本町における漁村集落には空き家・空き地が存在し、維持管理が怠れると将来的に景観を悪化させる恐れがあることから、町民アンケートにおいても問題意識も高くなっています。このことから、空き家・空き地の維持管理・活用を推進します。



問題・課題

- ・ 漁村集落における空き家・空き地の荒廃による景観悪化

推進する活動の方向性

- ・ 漁村集落における空き家・空き地の維持管理や活用の推進

建築物・工作物のデザインの方向性

- ・ 路地のスケールを活かしたデザイン
- ・ 漁村の生業を見せるデザイン

(4) 農地と丘陵が織りなす豊かな自然景観と集落が調和した農村景観を形成する

平坦地が谷筋かによって、田畑や農村の景観のあり方が異なります。平坦地では、広々とした農地が拓かれ、農地と海とが織りなす雄大さを感じることができます。谷筋では、山裾の集落や街路村状の集落といった、丘陵と農地、集落が一体となり調和した、集落景観となっています。

このような、地形を活かした農地と、農地とともにある集落が、一体となって形成する農村景観を守り育んでいくことを、方針として定めます。

本町における農村集落には空き家・空き地が存在し、維持管理が怠れると将来的に景観を悪化させる恐れがあることから、町民アンケートにおいても問題意識が高くなっています。また、耕作放棄地が存在しており、雑草の繁茂等による景観悪化や営農への悪影響が懸念されています。このことから、空き家・空き地の維持管理・活用や、耕作放棄地の利活用を推進します。



問題・課題

- ・ 農村集落における空き家・空き地の荒廃による景観悪化
- ・ 耕作放棄地による農地の景観悪化

推進する活動の方向性

- ・ 農村集落における空き家・空き地の維持管理や活用の推進
- ・ 耕作放棄地の利活用推進

建築物・工作物のデザインの方向性

- ・ 豊かな農村風景を阻害しないデザイン

(5) のびやかに広がるパノラマ景観を守るとともに、にぎわいある景観を形成する

本町は観光業の盛んな地域です。海岸線が見通せるのびやかに広がる砂浜と、そこから望める朝日と夕日のパノラマ景観が美しく、人々を惹きつけます。砂浜に面して連なる観光施設、人々が集まる風景が、にぎわいや活気を感じさせます。このようなのびやかに広がるパノラマ景観を守るとともに、にぎわいのある景観を形成します。



問題・課題

- ・ にぎわいのある観光施設や海岸等に開ける景観の保全・質の向上

推進する活動の方向性

- ・ 海岸の清掃活動の推進
 - ・ パノラマ景観を楽しむライフスタイルや活動の推進
- ### 建築物・工作物のデザインの方向性
- ・ のびやかに広がるパノラマ景観を阻害しないデザイン
 - ・ パノラマ景観を眺める場のデザイン
 - ・ 大規模な旅館・ホテルの意匠等に関するデザイン



(6) 培われてきた生活文化や風土が生み出す景観を尊重する

自然に働きかけ、また恩恵を受けながら営んできた暮らしが、生活文化や風土を形成してきました。

強い海風など、この地に特有の環境への対応として、内海では外壁にコーラルが塗られ、保護されてきました。内海ではいまでも、黒い外壁が多く、地域の景観を特徴づけています。

また、生業を通して海や丘陵などの自然環境から豊かな恵みを受けること、豊作や豊漁への感謝をすること、海上での安全を祈ることなどを目的に、祭礼や伝統行事が執り行われてきました。これらは、日常とはまた違う、特別な景観を立ち上げます。祭礼の運営などを通して、地域の子どもたちはコミュニティと関わり、愛着や誇りが養われると考えられ、その変化は何気ない地域の景観の見え方を変えることにつながります。

人々の自然への向き合い方やつき合い方は、地域独自の景観として現れ、その営みが持続することによりさらに、地域に暮らす人にとっての景観の立ち現れ方を変えるのです。

このような、生活文化や風土が生み出す景観を尊重していくことを、景観形成の方針として定めます。



問題・課題

- ・ 地域固有の生活文化や風土の継承

推進する活動の方向性

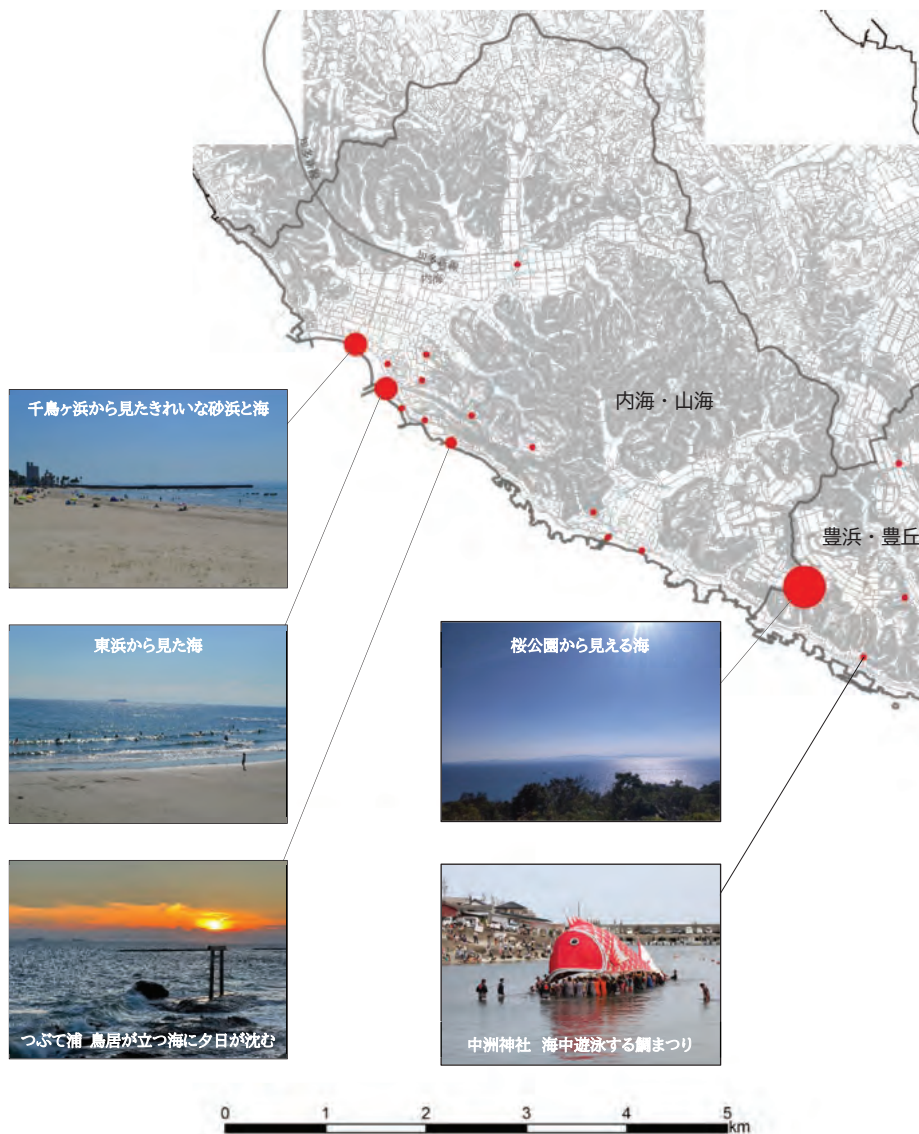
- ・ 生活文化や風土を伝える、身近に感じられる取組の推進
- ### 建築物・工作物のデザインの方向性
- ・ 地域らしい素材を活用したデザイン
 - ・ 伝統的な意匠を尊重したデザイン
 - ・ 祭りの背景にふさわしいデザイン



コラム

視点場に関する町民の意識

町民アンケートでは「どこから見た風景を守りたいか」という設問に対して、海岸沿いから見下ろしたから海を見下ろした風景や、千鳥ヶ浜などの海を見渡す風景、夕日や朝日の景色などが多く挙げられました。



「海や海岸」「漁港の風景」の景色が多く挙げられました。特に、羽豆岬や桜公園などの海岸に近接した高台このほかに、観光農園のひまわり畑のような観光資源や、鯛まつりのような祭りなども挙げられていました。





6. 景観形成の枠組み

7. 海の景観、山の景観を守る規制・誘導

第6章では、景観法以外の規制・誘導と連携し、幅広く景観づくりに取り組んでいくための、景観形成の枠組みの全体を示します。

第7章では、海と山の景観についての規制・誘導を示します。

6. 景観形成の枠組み

第4章では景観形成の理念と目標を定め、第5章では景観形成の課題と方針を設定してきました。景観形成の課題は、自然環境や生業、集落、眺望の景観を対象とし、幅広い分野にまたがっています。そのため景観法だけでなく、地域の空間に関わる他の規制・誘導の枠組みによって補い、さらに効果を高めながら取り組んでいく必要があります。

そこで第7章では、景観法以外の法制度や条例との連携による、海の景観、山の景観を守る規制・誘導を定めます。自然公園法、森林法、農地法、南知多町太陽光発電施設条例による規制・誘導について記載します。

第8章では、建築物等のデザインの規制・誘導について定めます。地域の景観特性を活かす建築物等を規制・誘導するための考え方と方策を示し、景観法に基づく届出等を運用し建築物等のデザインの質を向上させるほか、景観重要建造物及び景観重要樹木などの指定の方針を定め、地域のシンボルとなる景観資源の保全を図ります。

第9章では、行政だけでなく、住民や事業者、地域コミュニティのそれぞれが景観形成の主体であることを定めます。その上で、景観づくりの施策とともに、行政内の他の部局との分野を超えた連携施策を定めます。さらに、その中でも優先して取り組んでいく施策として、重点施策を定めます。

4. 景観形成の理念と目標

5. 景観形成の課題と方針

【景観形成の方針】

海の景観、山の景観を守り育む

丘陵の緑と調和した景観を守り育む

漁業の営みや暮らしを感じる、親しみある漁村景観を守り育む

農地と丘陵が織りなす豊かな自然景観と集落が調和した農村景観を形成する

のびやかに広がるパノラマ景観を守るとともに、にぎわいある景観を形成する

培われてきた生活文化や風土が生み出す景観を尊重する

景観形成の取組

7. 海の景観、山の景観を守る規制・誘導

- 7-1. 自然公園法に関する事項
- 7-2. 森林法に関する事項
- 7-3. 農地法に関する事項
- 7-4. 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例に関する事項

8. 地域の特性を活かした建築物等の規制・誘導

- 景観法または建築物等に関する規制・誘導
- 8-1. 景観デザインの考え方と景観デザイン方策のアイデア
- 8-2. 行為の制限に関する事項
- 8-3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 8-4. 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 8-5. 屋外広告物の景観形成に関する事項
- 8-6. 重点地区の指定の方針

9. 景観形成の施策

- 9-1. 景観づくりにおける主体の役割
- 9-2. 景観づくりの施策
- 9-3. 景観と他の分野との連携

山海



古民家を活用したカフェ

海岸線から川に沿って内陸に入っていくと、集落の入り口付近にカフェがあります。このカフェは、古民家をリノベーション¹⁹して作られたもので、自家栽培のハーブティーをいただくことができます。カフェの向かい側には、休耕地を活用したガーデンが造られハーブ等が栽培されています。



龍江寺(りゅうこうじ)の赤茶の築地塀

山海の山裾に鎮座する龍江寺。外構に巡らせた赤茶色の築地塀が特徴的です。塀の腰板が下見板張り、深みのある赤茶色に塗装されています。

背景の丘陵の緑や手前の農地の風景色に調和しながらも印象的に見えます。

まちなみコラム

豊丘



観光農園花ひろばの風景

南国を感じる広大な風景

南知多町では昭和51年から山林、原野の遊休地を農地化し、国営農地開発事業が行われました。そのため、町内では広い空と一面に広がる農地を堪能できるスポットが多く見られます。

豊丘には温暖な南知多町ならではの気候を活かした観光農園があります。夏には一面のひまわり畑をパノラマで楽しめるなど、南知多町だからその風景に出会うことができます。

まちなみコラム

7. 海の景観、山の景観を守る規制・誘導

7-1. 自然公園法に関する事項

町域の一部が、三河湾国定公園あるいは南知多県立自然公園に指定されています。特に師崎の羽豆神社周辺は、原生的な自然景観を有するため現状維持を原則とする「特別保護地区」に指定されています。

知事の許可または事前の届出等の手続により、自然景観を有する地域や動植物の重要な生息地、特異な地形地質を有する地域等の景観を保護していきます。

7-2. 森林法に関する事項

町内の森林を、尾張西三河森林計画区として定め、伐採及び伐採後の造林に際しては、事前に南知多町長への届出を義務付けています。これにより、南知多町の景観の土台をなす要素である森林を、健全で豊かな状態で保全していきます。

7-3. 農地法に関する事項

農地などを農地として売買や貸し借りする時は、農業委員会の許可を受ける必要があります。また、市街化区域外にある農地を転用する場合は、あらかじめ愛知県知事等の許可を得る必要があります。この手続きによって、本町の農地を保全し、農の営みを受け継ぎ、農の景観を守っていきます。

7-4. 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例に関する事項

本町では、太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与すること及び事業者と地域住民等が良好な関係を保ち事業を行えるようにするため、「南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例」を制定しました（令和5年2月1日施行）。

また、令和元年に制定された「太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」については、住民相互理解のもとでの生活環境の保全及び安全の確保を目指し、令和4年2月21日付で南知多町太陽光発電設備設置等に関するガイドラインの改定を行いました。太陽光発電設備を設置する場合は、本ガイドライン（改定）と併せて、資源エネルギー庁の定める「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」も遵守することを求めています。

これらの条例・ガイドラインとあわせ、本計画では次章で定める景観面での規制・誘導を行い、周辺の景観や環境との調和を図っていきます。